

指名打者の取り扱いについて 5. 11 (a) (b)

別紙-6

連盟が主催する大会においては指名打者ルールを使用することができ、
ただし、学童部・少年部においては二刀流選手を採用しない。



(1) 指名打者ルールは、次のとおりである。5.11(a)

- ① チームは、投手に代わって打つ打者(指名打者)を指名することができる。
- ② 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して少なくとも1度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ③ チームは必ずしも指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことはできない。
- ④ 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。その代打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は、再び試合に出場できない。
- ⑤ 指名打者が守備についてもよいが、自分の番のところで打撃を続けなければならない。投手は退いた守備者の打撃順を受け継ぐ。ただし、2人以上の交代が行われたときは、監督が打撃順を指名しなければならない。
- ⑥ 指名打者に代えて代走者を使ってもよい。その代走者は以後指名打者となる。指名打者が代走者になることはできない。ただし、臨時代走者になることはできる。
- ⑦ 指名打者は打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって打撃の順番を変えることはできない。

(2) 指名打者の役割が消滅する場合は、次のとおりである。5.11(a)

- ① 投手が他の守備位置についた場合。
- ② 代打者または代走者が試合に出場し、そのまま投手となった場合。
- ③ 投手が指名打者の代打者または代走者になった場合。
- ④ 打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始後にその誤りが球審に指摘され、投手が打撃順に入った場合は、投手が置きかわったプレーヤーは交代したとみなされ、試合から除き、それ以降指名打者の役割は消滅する。
- ⑤ 指名打者が守備位置についた場合。
- ⑥ 他の守備位置についていたプレーヤーが投手となった場合。

(3) 二刀流選手の規定は、次のとおりである。5.11(b)

- ① チームは、先発投手を指名打者に指名することができる。(このプレーヤーを、以下「二刀流選手」という。)
- ② 先発投手、指名打者として両方で試合に出場する場合は、別々の選手として扱う。
- ③ 監督は打順表に10人のプレーヤーを記載し、一つは先発投手として、もう一つは指名打者として2度、同じ名前を記載する。
- ④ 二刀流選手は投手を退いても指名打者としては出場し続けることはできるが、再び投手として出場することはできない。

- ⑤ 二刀流選手は指名打者を退いても、投手として出場し続けることはできるが、再び打者として打席に立つことはできない。
- ⑥ 二刀流選手が両方同時に交代する場合には他の二刀流選手との交代は認められない。
- ⑦ 二刀流選手の規定を採用するかは最初の打順表で記載するときのみできる。
- ⑧ 二刀流選手が投手として降板し、投手以外の守備位置に移った場合には、それ以降指名打者の役割は消滅する。